

3. このほかの所得の低い方に関する施策

1 高額介護サービス費の見直し

利用者負担第2段階の方

- 現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担いただいているが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み(=高額介護サービス費の支給)があります。
- 利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げるとしています。

現 行 **24,600円／月**



見直し後 **15,000円／月**

※在宅、施設共通。平成17年10月より適用。

2 社会福祉法人による 利用者負担軽減制度の運用改善

利用者負担第3段階の方も

- 現在、社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスについては、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体がその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。
- 利用者負担第3段階のうち、所得の低い方がこの軽減の対象となるよう、対象者の年収要件を150万円に引き上げるなど、運用改善を行うとしています。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度の見直しのポイント

対象者の 要件

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

減額割合

減額割合は1/4(利用者負担第1段階の方は1/2)を原則とする。

